

主 文

被告人を懲役2年に処する。

この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は

第1 令和7年3月10日午後3時頃から同日午後3時13分頃までの間に、広島県a郡b町c番地e広島県警察f警察署b分庁舎駐車場において、Aから預かった財布内から同人所有の現金約1万円を抜き取り窃取するとともに、同所に駐車中の自動車内から同人所有の現金約5万円を窃取した。

第2 同年3月26日午前9時47分頃から同日午前10時25分頃までの間に、前記広島県警察f警察署b分庁舎1階検査室において、B所有の現金3万円を窃取した。

第3 同年6月23日午前9時55分頃から同日午前9時57分頃までの間に、前記広島県警察f警察署b分庁舎1階検査室において、C所有の現金1万円を窃取した。

(量刑の理由)

被告人は、警察署分庁舎で警察官として勤務していたところ、運転免許証をなくしたと言って来庁した被害者1名が、被告人に財布を見せたり車両の検索を許したりしたことに乗じて現金を盗み、また、運転免許の更新手続きのために来庁した被害者2名それぞれと検査室内で二人きりになり、視力検査のため被害者らが荷物から目を離した隙に現金を盗んだ。いずれも、警察官としての立場や警察官に対する信頼を悪用した手慣れた犯行であり、悪質である。約4か月間に3回の犯行を繰り返しており、常習性も認められる。被害金額は合計約10万円と高額である。被告人は、令和5年頃からネットゲームの課金やネット通販等で浪費するようになり、令和7年2月頃には結婚資金のために節約を考え始めたところ、生活費の足しにする

ために、第1の事件を皮切りに、来庁者の現金を盗むようになったというが、身勝手な動機に酌量の余地はなく、警察官として法を遵守すべき立場にありながら犯行に及んだ意思決定は厳しく非難されるべきである。

他方で、被告人が本件を認め、被害者らの生活に悪影響を与えただけでなく、警察組織全体の信頼も損なってしまい、申し訳ないなどと述べて反省の態度を示していること、被告人が本件の被害者のうち2名及び余罪分の被害者8名に対し被害弁償を行い、各被害者との間で、被告人を許し、処罰を求めない旨の示談が成立したこと、被告人の妻が出廷し、金銭管理を行うなどしてその更生を支える旨証言したこと、自業自得ではあるが、被告人が本件により懲戒免職処分を受け、一定の社会的制裁を受けたといえること等の酌むべき事情もある。そこで、今回は刑の執行を猶予することとした。

(求刑 懲役2年)

令和8年1月23日

広島地方裁判所刑事第1部

裁判官 横 井 裕 美